

四日市市告示第109号

四日市市交通施設バリアフリー化設備整備補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月28日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市交通施設バリアフリー化設備整備補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市交通施設バリアフリー化設備整備補助金交付要綱（平成18年四日市市告示第381号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成31年3月31日</u> 限り、 <u>その効力を失う。</u>	附 則 1（略） （有効期限） 2 この要綱は、 <u>平成28年3月31日</u> 限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

（健康福祉部障害福祉課）